八丈町定住促進サポート事業支援金に係る定住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、八丈町定住促進サポート事業支援金(以下「定住支援金」 という。)の交付にあたり、必要な事項を定めるものとする。 (目的)

第2条 この定住支援金は、八丈町(以下「町」という。)への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消等を図ることを目的として、予算の範囲において定住支援金申請者に対し交付する。

(交付金額)

- 第3条 移住支援金の金額は、次の区分による額とする。
 - (1) 第4条(2)に定める就業に関する要件を満たす世帯の申請の場合にあっては100万円、単身の申請の場合にあっては60万円とする。
 - (2) 第4条(3)に定めるテレワークに関する要件を満たす世帯の申請の場合に あっては50万円、単身の申請の場合にあっては30万円とする。 (対象者要件)
- 第4条 次の(1)の要件を満たし、かつ(2)又は(3)の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては(4)の要件を満たす申請者を対象とする。
 - (1) 定住等に関する要件 次に掲げるア、イ及びウに該当すること。
 - ア 転出元に関する要件

町へ転入する直前に、直近10年間で通算5年以上、都内条件不利地域以外に在住していたこと。

イ 転入先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 定住支援金の申請時において、町へ転入後1年以内であること。
- ② 移住支援金の申請日から5年以上、町に継続して居住する意思を有していること。
- ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- ② 移住前の居住地の市区町村税、八丈町税及び東京都税を滞納していないこと。
- ③ 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

④ その他町が定住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ア 勤務地が八丈町内に所在すること。
- イ 就業先が、町が定住支援金の対象として認めた法人等であること。
- ウ 町が定住支援金の対象とする就業先として町のホームページ等に掲載 している求人であること。
- エ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務 を務めている法人でないこと。
- オ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて対象法人に就業し、定住支援 金の申請時において当該法人に在職していること。
- カ 上記求人への応募日が、町のホームページ等に定住支援金の対象として 掲載された日以降であること。
- キ 当該法人に、定住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- ク 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用で あること。

(3) テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により定住した場合であって、転入先を生活の本拠とし、転出元での業務を引き続き行うこと。
- イ デジタル田園都市国家構想交付金 (デジタル実装タイプ 【地方創生テレ ワーク型】) を活用した取組の中で、所属先企業等から当該定住者に資金 提供されていないこと。
- (4) 世帯に関する要件(世帯向けの金額を申請する場合のみ) 次に掲げる事項の全てに該当すること。
 - ア 申請者を含む2人以上の世帯員が転出元において、同一世帯に属してい たこと。
 - イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
 - ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後 1年以内であること。
 - エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又

は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(申請の方法)

- 第5条 定住支援金の交付を申請する者(以下「申請者」という。)は、町長に対し、次の区分に応じて必要な書類を提出しなければならない。
 - (1) 全員が提出必須の書類
 - ア 定住支援金交付申請書(様式1)(転入先での継続した居住・勤務意思 等を確認できる書類。)
 - ※転入の事実の確認は、町が住民票を確認することにより行う。
 - イ 写真付き身分証明書(提示により本人確認できる書類)
 - ウ 転出元の住民票の除票の写し(世帯員全員の転出元での在住地、在住期間を確認できる書類)
 - エ 移住前の居住地の市区町村税を滞納していないことを証する書類
 - オ 八丈町税を滞納していないことを証する書類
 - カ 東京都税を滞納していないことを証する書類
 - キ 定住支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し(金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名などの確実に振込可能となる情報が確認できるものに限る。)
 - (2) 第4条(2)に定める就業に関する要件を満たす者のみ提出が必要な書類 ア 就業先企業等の就業証明書(様式2-1)(雇用形態、応募日等を確認 できる書類)
 - (3) 第4条(3)に定めるテレワークに関する要件を満たす者のみ提出が必要な書類
 - ア 所属先企業等の就業証明書(様式2-2)(自己の意思等を確認できる 書類)

(交付決定の通知及び定住支援金の交付)

第6条 町長は、前条に基づく申請があった際、その内容を審査し適正であると 認める場合は、定住支援金の交付決定通知書(様式3)により申請者に通知し、 定住支援金を一括で交付するものとする。

(定住支援金の返還)

- 第7条 町長は、定住支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件 に該当する場合、当該交付を受けた者に対し定住支援金の全額又は半額の返 還を請求することができる。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを 得ない事情があるものとして東京都及び町長が認めた場合はこの限りでない。
 - (1) 全額の返還
 - ア 虚偽その他不正な手段により移住支援金の交付を受けたとき。

- イ 第5条における申請の日から3年未満に町から転出したとき。
- ウ 第5条における申請の日から1年以内に、移住支援金の要件を満たす職 を辞したとき。
- (2) 半額の返還

ア 第5条における申請の日から3年以上5年以内に町から転出したとき。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

- この要綱は、令和2年10月1日から施行する。
- この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和6年12月23日から施行する。
- この要綱は、令和7年5月15日から施行する。